

## 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約及び同施行規則

規 約	_____
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第31条第1項の規定に基づき、日本国内における二輪自動車の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「二輪自動車」とは、小型二輪、軽二輪及び原付自転車を用いる。</p> <p>2 この規約において「小型二輪」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する小型自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）を用いる。</p> <p>3 この規約において「軽二輪」とは、道路運送車両法第3条に規定する軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）を用いる。</p> <p>4 この規約において「原付自転車」とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車を用いる。</p> <p>5 この規約において「新車」とは、道路運送車両法第60条第1項又は第97条の3第1項の規定による車両番号の指定を受けたことのない小型二輪及び軽二輪並びに地方公共団体の条例の規定による標識の交付を受けたことのない原付自転車（同法第2条第6項に規定する道路以外の場所（国外を含む。）において使用されたことのある二輪自動車を除く。）を用いる。</p> <p>6 この規約において「中古車」とは、新車以外の二輪自動車をいう。</p> <p>7 この規約において「カスタマイズ車」とは、製造時の仕様を変更する行為（輸入車にあつては、道路運送車両法による規制に適合させるためのものを除く。以下「カスタマイズ」という。）が行われた二輪自動車をいう。</p> <p>8 この規約において「事業者」とは、二輪自動車を製造する事業者及び輸入車を取り扱う事業者であつて海外で二輪自動車を製造する事業者に代わり責任を有する事業者（以下「製造業者」という。）、二輪自動車を販売する事業者（以下「販売業者」という。）並びに二輪自動車の取引を仲介する事業者を用いる。</p> <p>9 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。</p>	

規 約	_____
<p>(1) 商品による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p>	

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p style="text-align: center;">第2章 新 車</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、新車に関するカタログを作成するときは、当該カタログに、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 事業者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 車名及び主な仕様区分（グレード、排気量等、当該車両を特定するために必要な項目をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 主要諸元</p> <p>(4) 製造国名(国産車を除く。)</p> <p>2 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に展示する新車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 販売価格</p> <p>(3) 製造国名(国産車を除く。)</p> <p>(4) 保証（製造業者又は販売業者が、自己の供給する二輪自動車について、一定の条件の下で一定の期間内に発生した故障についての無償修理の責任を負うことをいう。以下同じ。）の有無</p> <p>3 販売業者は、一般消費者と新車の商談を行うときは、価格表又は価格表に準ずるものにより、当該一般消費者に対し、前項各号に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>4 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に販売価格を表示するときは、次に掲げる事項を明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 製造国名(国産車を除く。)</p> <p>(3) 保証の有無</p> <p>5 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告において、値引額、値引率、「特価」等の用語により新車の販売価格が有利である旨を表示するときは、その根拠となる販売価格を表示しなければならない。</p> <p>6 事業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、第2項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>第1条 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第2項の「明瞭に表示」とは、新車1台ごとに表示することをいう。ただし、同一車名、同一仕様、同一価格のもの複数台数を他のものと区分して展示している場合には、これら複数台数に係る表示であることが分かるようにして表示してもよい。</p> <p>第2条 規約第3条第2項第4号及び第4項第3号の「保証の有無」(同条第3項及び第6項の規定により表示する場合を含む。)は、保証が付いているものについては「保証付き」、保証が付いていないものについては「保証なし」と表示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。</p> <p>(1) 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」(規約第3条第3項及び第4項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。)</p> <p>(2) 新車の購入者には「保証書」の交付がある旨(規約第3条第3項、第4項及び第6項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。)</p> <p>第3条 規約第3条第6項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 送料が必要な場合には、その額</p> <p>(2) 代金の全部又は一部の支払が新車の引渡し前である場合には、その支払の時期</p> <p>(3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限</p> <p>(4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容</p> <p>(5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨</p>

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>7 事業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>8 事業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により新車に関する広告を行うときは、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の会員である旨を表示しなければならない。</p> <p>（新車の販売価格の表示方法）</p> <p>第4条 事業者は、新車の販売価格を表示するときは、店頭において新車を引き渡す場合の現金価格を表示しなければならない。</p> <p>2 製造業者は、新車の販売価格について希望価格を表示するときは、規則で定めるところにより、メーカー希望小売価格の名称で表示しなければならない。ただし、製造業者が、直接、消費者に販売する場合には、第3項により販売価格を表示しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、新車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、自己が販売しようとする価格を、現金販売価格又は現金支払総額の名称を用いて表示しなければならない。</p>	<p>第4条 規約第3条第7項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 割賦販売価格（ローン提携販売の支払総額を含む。）</li> <li>(2) 頭金の額</li> <li>(3) 賦払額</li> <li>(4) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間</li> <li>(5) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率）</li> <li>(6) その他必要な費用</li> <li>(7) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</li> </ol> <p>第5条 製造業者は、規約第4条第2項のメーカー希望小売価格を表示するときは、消費税を含めた価格を表示し、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で第2号及び第3号の付記が困難な場合には、当該付記を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 車名及び主な仕様区分</li> <li>(2) 「メーカー希望小売価格は参考価格であり、販売価格は販売業者が独自に定めているので、販売価格については販売業者に尋ねられたい」旨の説明</li> <li>(3) 「メーカー希望小売価格には、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が含まれていない」旨の説明</li> </ol> <p>第6条 規約第4条第3項の「現金販売価格」及び「現金支払総額」とは、次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金販売価格 車両の販売価格（消費税を含む。）であって、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を含まないものをいう。</li> <li>(2) 現金支払総額 「現金販売価格」に保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を加えたものをいう。</li> </ol> <p>2 「現金販売価格」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が表示価格に含まれていない旨の説明</li> <li>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</li> </ol> <p>3 「現金支払総額」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p>

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>4 事業者は、共同広告において販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(購入者に対する書面の交付)</p> <p>第5条 事業者は、新車の購入者に対し、規則で定める事項を記載した契約書(注文書)を交付しなければならない。</p> <p>2 事業者は、新車の購入者から中古車を下取りするときは、当該購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質査定書を交付しなければならない。</p> <p>3 事業者は、保証付きの新車を販売するときは、当該新車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した保証書を交付しなければならない。</p> <p>(特定用語の表示基準)</p> <p>第6条 事業者は、自己の供給する新車に関し、次の各号に掲げる用語を表示するときは、それぞれ当該各号及び規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 最上級を意味する用語 「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語(通俗的な慣用語及び流行語を含み、第7条第1号に該当する用語を除く。)を表示する場合は、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付記すること。</p>	<p>(1) 現金販売価格、保険料、税金(消費税を除く。)及び諸費用の額 (2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</p> <p>第7条 複数の販売業者による共同広告において、ひとつの販売業者の販売価格を例示する場合には、「販売価格の一例である」旨及び販売業者名を表示するとともに、「各販売業者は価格をそれぞれ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられたい」旨を付記するものとする。</p> <p>2 販売業者と製造業者との共同広告において、価格を例示する場合には、販売価格又はメーカー希望小売価格の別を明らかにして表示するとともに、販売価格を表示する場合には「販売業者が独自に販売価格を定めている」旨、メーカー希望小売価格を表示する場合には「当該価格は参考価格であり、販売業者は独自に販売価格を定めている」旨を付記するものとする。</p> <p>第8条 規約第5条第1項の契約書(注文書)には、次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分 (2) 現金販売価格 (3) 保険料、税金(消費税を除く。)、諸費用の額 (4) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズ内容及び費用 (5) 下取車がある場合にあっては、当該下取車の明細及び下取価格 (6) その他必要な事項</p> <p>2 事業者は、前項の契約書(注文書)を購入者に交付したときは、当該契約書(注文書)を交付の日から7年間保存するものとする。</p> <p>第9条 規約第5条第2項の「品質査定書」には、下取車について、別途定める品質査定基準に従って評価した評価点を記載するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の品質査定書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。</p> <p>第10条 規約第5条第3項の「保証書」は、保証を付ける事業者が、別途定める作成要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の「保証書」を購入者に交付したときは、その写しを保証満了の日まで保存するものとする。</p> <p>第11条 規約第6条第1号及び第7条第8号の「客観的数値等」とは、例えば次のようなものをいう。</p> <p>(1) 主要諸元等 (2) 規約第7条第3号に定める統計の数値</p>

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(2) 「完全な…」等の用語 「完全な…」、「完ぺきな…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。</p> <p>(3) 「このクラス…」等の抽象的用語 「このクラス…」、「ひとつ上のクラス…」等の抽象的用語は、規則で定めるところにより表示するとともに、そのクラス区分の具体的内容を付記すること。</p> <p>(4) 「新発売」等の用語 「新発売」、「新型登場」等の商品が新しくなったことを意味する用語は、規則で定めるところにより表示すること。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第7条 事業者は、自己の供給する新車に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、それぞれ当該各号及び規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) ランキング表示 生産台数、販売台数等のランキング表示を行う場合は、過去1か月以上その順位を確保しているときに限るものとし、その確保期間及びランキングの裏付けとなる客観的な根拠を明瞭に表示すること。</p> <p>(2) 概数表示 生産量、国内販売量、輸出入量等に関し、統計の数値を概数で表示する場合は、次に定める誤差の範囲で表示すること。 ア 金額を表示する場合にあつては1パーセント以下 イ 台数を表示する場合にあつては3パーセント以下</p> <p>(3) 統計の数値の出典 統計の数値を表示する場合は、規則で定める官公署、関係団体等が実施した統計調査の結果によることとし、当該数値にその出典を明瞭に併記すること。</p>	<p>第12条 規約第6条第2号の「完全な…」等の用語は、計測可能な条件を100パーセント満足する場合においては、社会通念上妥当な範囲を超えないものと判断できるため、その表示を妨げないものとする。</p> <p>第13条 規約第6条第3号の「このクラス…」等の表示をする場合は、エンジン排気量により区分するものとする。ただし、規約第7条第3号の統計調査の結果により事実確認が可能なものであれば、エンジン排気量以外のクラス区分を用いてもよい。</p> <p>第14条 規約第6条第4号の「新発売」、「新型登場」等の用語を使用できる期間は、新型車発表以後6か月とする。ただし、当該新型車についてモデルチェンジ、マイナーチェンジ等の発表が予定されている場合は、その予定日以前の3か月間は当該用語を使用しないものとする。</p> <p>第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、数値や根拠などの条件を同じくするものが存在するときは、自社又は他社に条件を同じくするものが存在する旨を明瞭に表示するものとする。 2 数値や根拠などの条件を比較すべきものが他社に存在しない場合は、規約第7条第1号の「ランキング表示」を行ってはならないものとする。</p> <p>第16条 規約第7条第3号の統計調査の結果は、次に掲げるものとする。ただし、事実確認が可能な統計調査の結果がほかにもある場合には、当該調査の数値も用いることができる。 (1) 生産台数（日本国内において生産された二輪自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ (2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された二輪自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ (3) 小型二輪の国内新規検査台数 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ (4) 軽二輪の国内新規届出数 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ (5) 国外における生産又は販売台数（当該国内において生産又は販売された二輪自動車の台数） 当該国の自動車工業会等調べ (6) 世界における生産台数（世界において生産された二輪自動車の台数） (1)及び(5)によるものとする。 (7) 輸入台数（日本国内に輸入された二輪自動車の台数） 財務省調べ</p>

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(4) 燃料消費率 燃料消費率の表示に使用できる数値は、規則で定めるものによることとし、当該数値にその根拠を併記するものとする。ただし、その数値は、いつ、誰が、どこでも、そのまま出し得るものであるという誤解を招かないように表示しなければならない。</p> <p>(5) 最高速度、発進加速及び最高出力 最高速度、発進加速及び最高出力の表示は、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を用いて表示する場合には、キャッチフレーズ又はアイキャッチャーとして使用しないこと。</p> <p>(6) 安全、環境及び衛生 新車の安全、環境及び衛生に関する表示を行う場合は、客観的な根拠に基づき、その具体的な内容を明瞭に表示すること。</p> <p>(7) 写真及びイラスト ア 新車の写真又はイラストを新聞、雑誌、インターネット等に表示する場合は、その車名及び主な仕様区分を併記すること。 イ 写真又はイラストに価格を併記する場合は、その写真又はイラストに使用した新車のものを用いること。</p> <p>(8) 競合銘柄との比較 競合銘柄との比較表示をする場合は、客観的数値等を用い、その根拠を明瞭に表示すること。</p> <p>(9) 二輪自動車競技 二輪自動車競技の結果に関する表示を行う場合は、その競技の名称及び内容を明瞭に表示すること。</p> <p>(10) 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞 雑誌等における年間最優秀車賞等の受賞に関する表示を行う場合は、その名称、主催者名、賞のカテゴリー、受賞時期等を明瞭に表示すること。</p> <p>(新車の内容に関する不当表示の禁止) 第8条 事業者は、新車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 第3条から第7条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示 (2) 特定の車種にしか適合しない新車の品質、特徴その他の内容について、他の車種にも適合すると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p>	<p>(8) 保有台数（日本国内において保有されている二輪自動車の台数） 国土交通省調べ</p> <p>第17条 規約第7条第4号の数値は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定による型式の認定を受けた新車にあっては、次のいずれかの数値。ただし、平成24年10月1日前に型式の指定又は認定を受けた新車にあっては、その申請書類に燃料消費率として記載した数値 ア その申請書類に燃料消費率として記載した数値及びその申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 イ その申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値 (2) 第1号に規定する新車以外の新車にあっては、製造業者が適正な方法により実施した測定によって得られた数値</p>

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(3) 部分的にしか該当しない統計の数値等について、全般的に該当すると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(4) 新機構、新素材等の初搭載に関する虚偽又は誇大な表示</p> <p>(5) カスタマイズの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 他の事業者の供給する新車の品質、規格、性能その他の内容について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(7) 第1号から第6号までに掲げるもののほか、新車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(取引条件に関する不当表示の禁止)</p> <p>第9条 事業者は、新車の販売価格その他の取引条件について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第3条から第7条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 表示した販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、当該価格で購入できると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 表示した販売価格以外に請求する費用があるにもかかわらず、その旨を明示していない表示</p> <p>(4) 実際には販売価格に含まれているにもかかわらず、カスタマイズの費用が無料であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) カスタマイズの費用について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) 割賦販売の場合において、割賦販売価格、頭金、賦払金、割賦手数料、支払回数、支払期間その他割賦販売条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 実際には値引きを行っていないにもかかわらず、値引きを行っているとして一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p>	<p>第18条 規約第9条第8号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。</p> <p>(1) 値引額を実際のものよりも多く見せるため、メーカー希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を表示すること。</p> <p>(2) 値引額又は値引率を表示する場合において、その算出の基礎としてメーカー希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を用いること。</p> <p>(3) 下取車の査定額を表示する場合において、実際のものよりも少ない評価額を表示し、その差額を値引額に含めて、見せかけの値引額を表示すること。</p>

規 約	新 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(9) メーカー希望小売価格、自店通常価格等を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示</p> <p>(10) アフターサービス、保証の内容その他の取引条件について、実際のものである又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(11) 他の事業者の新車の取引条件について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(12) 第1号から第11号までに掲げるもののほか、新車の取引条件について、実際のものである又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第10条 事業者は、新車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係る新車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその新車についての表示</p> <p>(2) 取引の申出に係る新車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係る新車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその新車についての表示</p> <p>(4) 取引の申出に係る新車について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその新車についての表示</p> <p>(不当表示の教唆等の禁止)</p> <p>第11条 事業者は、他の事業者を教唆して、第3条から第10条までの規定に違反する表示をさせてはならない。</p> <p>2 事業者は、第3条から第10条までの規定に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。</p>	<p>第19条 規約第9条第9号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。</p> <p>(1) メーカー希望小売価格よりも高い価格をメーカー希望小売価格と称して比較対照価格とすること、又は、メーカー希望小売価格がないときに任意の価格をメーカー希望小売価格と称して比較対照価格とすること。</p> <p>(2) 旧型車両の販売価格の比較対照価格に新型車両のメーカー希望小売価格を用いること。</p> <p>(3) 自店通常価格よりも高い価格を自店通常価格と称して比較対照価格とすること。</p> <p>第20条 規約第10条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準(平成5年公正取引委員会事務局長通達第6号)によるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、規約の施行の日（平成15年10月9日）から施行する。</p> <p>附 則 この規則の変更は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の変更は、令和2年1月1日から施行する。</p>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p style="text-align: center;">第 3 章 中古車</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第 12 条 販売業者は、一般消費者に販売する目的で店頭に表示する中古車には、規則で定めるところにより、見やすい場所に、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 年式(原付自転車を除く。)</p> <p>(3) 製造国名(国産車を除く。)</p> <p>(4) 販売価格</p> <p>(5) 走行距離数</p> <p>(6) 自動車検査証の有効期限 (軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限)</p> <p>(7) 保証の有無</p>	<p>第 1 条 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第 12 条第 1 項の「明瞭に表示」とは、1 台ごとに、縦 14.8 センチメートル、横 21.0 センチメートル (A5 判) 以上の大きさの用紙に、次に掲げる大きさ以上の肉太の文字で表示することをいう。</p> <p>(1) 販売価格 70 級 ( 17.5 ミリメートル×17.5 ミリメートル)</p> <p>(2) 車名及び主な仕様区分 24 級 (6.0 ミリメートル× 6.0 ミリメートル)</p> <p>(3) その他の事項 32 級 (8.0 ミリメートル× 8.0 ミリメートル)</p> <p>第 2 条 規約第 12 条第 1 項第 2 号の「年式」(同条第 2 項及び第 3 項の規定により表示する場合を含む。)は、最初に車両番号の指定を受けた年を表示するものとする。ただし、年式が不明の場合には、その旨を表示するものとする。</p> <p>第 3 条 規約第 12 条第 1 項第 5 号の「走行距離数」(同条第 2 項及び第 3 項の規定により表示する場合を含む。)は、店頭に表示した時点の走行距離計に示されたキロ数を表示するものとする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 走行距離計を取り替えた場合には、走行距離計を取り替えた旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数</p> <p>(2) 走行距離数に疑義がある場合には「?」の記号及び推定できる根拠がある場合には推定キロ数(推定キロ数が表示できない場合には、「不明」と記入)</p> <p>(3) 走行距離計の改ざんが明らかな場合には、改ざんされている旨</p> <p>第 4 条 規約第 12 条第 1 項第 6 号の「自動車検査証の有効期限(軽二輪及び原付自転車については自動車損害賠償責任保険の有効期限)」は、有効期限の年月の表示で足りるものとする。</p> <p>第 5 条 規約第 12 条第 1 項第 7 号の「保証の有無」(同条第 2 項及び第 3 項の規定により表示する場合を含む。)は、保証が付いているものについては「保証付き」、保証が付いていないものについては「保証なし」と表示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。</p> <p>(1) 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」(規約第 12 条第 2 項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。)</p> <p>(2) 中古車の購入者には「保証書」の交付がある旨(規約第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。)</p>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(8) 定期点検整備実施の有無（原付自転車を除く。）</p> <p>(9) メインフレームの修正及び交換歴（以下「フレームの修復歴」という。）の有無</p> <p>(10) 車両の品質</p> <p>2 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、前項各号（第4号を除く。）に掲げる事項を明瞭に表示するほか、車台番号を表示しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット等の広告に通信販売を行う旨を表示するときは、前項の規定により表示するほか、規則で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>第6条 規約第12条第1項第8号の「定期点検整備実施の有無」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、納車時までに定期点検整備を実施して販売するものを「定期点検整備付き」、定期点検整備を実施しないで販売するものを「現状販売」と表示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により「定期点検整備付き」と表示する場合は「購入者には定期点検整備記録簿及び品質評価書の交付がある旨」を、「現状販売」と表示する場合は「購入者には品質評価書の交付がある旨」を、それぞれ付記するものとする。ただし、規約第12条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあっては、省略できるものとする。</p> <p>第7条 規約第12条第1項第9号の「メインフレーム」には、ハンドルストッパー、シートレール等を含むものとする。</p> <p>第8条 規約第12条第1項第9号の「フレームの修復歴の有無」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、販売する中古車にフレームの修復歴がある場合には「有」と表示するとともにその内容を明示するものとし、フレームの修復歴がない場合は「無」と表示するものとする。</p> <p>第9条 規約第12条第1項第10号の「車両の品質」（同条第2項及び第3項の規定により表示する場合を含む。）は、別途定める品質評価基準に従って評価し、「品質評価書」を用いて表示するものとする。ただし、同条第2項及び第3項の規定により表示する場合にあっては、「販売業者に尋ねられたい」旨を付記することにより代えることができる。</p> <p>2 「現状販売」の中古車のうち整備を要する箇所があるものについては、その旨を前項の品質評価書に表示するものとする。</p> <p>第10条 規約第12条第2項及び第3項の「車台番号」の表示は、道路運送車両法第29条及び第30条に規定された車台番号の下3桁以上を表示するものとする。</p> <p>第11条 規約第12条第3項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 送料が必要な場合には、その額</p> <p>(2) 代金の全部又は一部の支払が中古車の引渡し前である場合には、その支払の時期</p> <p>(3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限</p> <p>(4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容</p> <p>(5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨</p>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>4 販売業者は、販売価格に割賦販売価格（ローン提携販売又は残価設定方式ローン販売の支払総額を含む。）を併記して表示する場合は、規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>5 販売業者は、新聞、雑誌、インターネット、折込チラシ等により中古車に関する広告を行うときは、公正取引協議会の会員である旨を表示しなければならない。</p> <p>（中古車の販売価格の表示方法）</p> <p>第 13 条 販売業者は、中古車の販売価格を表示するときは、店頭において中古車を引き渡す場合の現金価格を表示しなければならない。</p> <p>2 販売業者は、中古車の販売価格を表示するときは、規則で定めるところにより、自己が販売しようとする価格を、現金販売価格又は現金支払総額の名称を用いて表示しなければならない。</p>	<p>第 12 条 規則第 12 条第 4 項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 割賦販売価格（ローン提携販売の支払総額を含む。）</li> <li>(2) 頭金の額</li> <li>(3) 賦払額</li> <li>(4) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間</li> <li>(5) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率）</li> <li>(6) その他必要な費用</li> <li>(7) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</li> </ol> <p>第 13 条 規則第 13 条第 2 項の「現金販売価格」及び「現金支払総額」とは、次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金販売価格 車両の販売価格（消費税を含む。）であって、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を含まないものをいう。</li> <li>(2) 現金支払総額 「現金販売価格」に保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を加えたものをいう。</li> </ol> <p>2 「現金販売価格」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が表示価格に含まれていない旨の説明</li> <li>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</li> </ol> <p>3 「現金支払総額」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現金販売価格、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用の額</li> <li>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</li> </ol>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(走行距離計を取り替えた場合等のシールの貼付)</p> <p>第 14 条 販売業者は、中古車が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、規則に定めるシールを用いてメインフレームに貼付することにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 走行距離計を取り替えた中古車</p> <p>(2) 走行距離計の改ざんが明らかな中古車（購入者に対する書面の交付）</p> <p>第 15 条 販売業者は、中古車の購入者に対し、規則で定める事項を記載した契約書(注文書)を交付しなければならない。</p> <p>2 販売業者は、中古車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質評価書を交付しなければならない。</p> <p>3 販売業者は、中古車の購入者から中古車を下取りするときは、当該購入者に対し、規則で定めるところにより作成した品質査定書を交付しなければならない。</p> <p>4 販売業者は、保証付きの中古車を販売するときは、当該中古車の購入者に対し、規則で定めるところにより作成した保証書を交付しなければならない。</p> <p>5 販売業者は、定期点検整備付きの中古車を販売するときは、当該中古車の購入者に対し、定期点検整備記録簿を交付しなければならない。</p>	<p>第 14 条 規約第 14 条に規定するシールとは、次の事項を明瞭に表示するものとして、公正取引協議会が作成したものをいう。</p> <p>(1) 走行距離計を取り替えた中古車</p> <p>ア 走行距離計の取替前及び取替後のキロ数</p> <p>イ 走行距離計の取替えを実施した事業者の名称</p> <p>ウ 走行距離計の取替えを実施した年月</p> <p>(2) 走行距離計の改ざんが明らかな中古車</p> <p>ア 走行距離計が改ざんされている旨</p> <p>イ 走行距離計の改ざんが判明した年月</p> <p>第 15 条 規約第 15 条第 1 項の契約書（注文書）には、次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 現金販売価格</p> <p>(3) 保険料、税金（消費税を除く。）、諸費用の額</p> <p>(4) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズ内容及び費用</p> <p>(5) 下取車がある場合にあつては、当該下取車の明細及び下取価格</p> <p>(6) 走行距離数</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>2 販売業者は、前項の契約書（注文書）を購入者に交付したときは、当該契約書（注文書）を交付の日から 7 年間保存するものとする。</p> <p>第 16 条 規約第 15 条第 2 項の「品質評価書」は、第 9 条の規定により作成するものとする。</p> <p>2 販売業者は、規約第 15 条第 2 項の規定により品質評価書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から 2 年間保存するものとする。</p> <p>第 17 条 規約第 15 条第 3 項の「品質査定書」には、下取車について、別途定める品質査定基準に従って評価した評価点を記載するものとする。</p> <p>2 販売業者は、前項の品質査定書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から 2 年間保存するものとする。</p> <p>第 18 条 規約第 15 条第 4 項の「保証書」は、保証を付ける販売業者が、別途定める作成要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 販売業者は、前項の「保証書」を購入者に交付したときは、その写しを保証満了の日まで保存するものとする。</p> <p>第 19 条 販売業者は、規約第 15 条第 5 項の規定により定期点検整備記録簿を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から 2 年間保存するものとする。</p>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(特定事項の表示基準等)</p> <p>第 16 条 販売業者は、自己の供給する中古車に関し、次の各号に掲げる事項を表示するときは、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 写真及びイラスト</p> <p>ア 中古車の写真又はイラストを新聞、雑誌、インターネット等に表示する場合は、その車名及び主な仕様区分を併記すること。</p> <p>イ 写真又はイラストに販売価格を併記する場合は、その写真又はイラストに使用した中古車のものを用いること。</p> <p>(2) 最上級を意味する用語</p> <p>「首位」、「第 1 位」、「トップ」、「最高」、「最長」、「BIGGEST」その他の最上級を意味する用語（通俗的な慣用語及び流行語を含む。）を表示する場合は、その裏付けとなる客観的数値等又は根拠を付記すること。</p> <p>(3) 「完全な…」等の用語</p> <p>「完全な…」、「完ぺきな…」、「絶対的な…」等の用語は、その内容が社会通念上、妥当な範囲を超えない程度において表示すること。</p> <p>(中古車の内容に関する不当表示の禁止)</p> <p>第 17 条 販売業者は、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第 12 条から第 16 条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 「新古車」等、新車であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(4) 実際にはフレームの修復歴があるにもかかわらず、その旨を表示しないことにより、フレームの修復歴がないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) 整備状況について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) カスタマイズの内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) 他の事業者の供給する中古車の品質、規格、性能その他の内容について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(8) 第 1 号から第 7 号までに掲げるもののほか、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p>	

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(取引条件に関する不当表示の禁止)</p> <p>第 18 条 販売業者は、中古車の販売価格その他の取引条件について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第 12 条から第 16 条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、当該価格で購入できると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 表示した販売価格以外に請求する費用があるにもかかわらず、その旨を明示していない表示</p> <p>(4) 実際には販売価格に含まれているにもかかわらず、カスタマイズの費用が無料であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(5) カスタマイズの費用について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(6) 「超激安」、「超特価」等の格安という印象を与える用語を用い、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(7) 割賦販売の場合において、割賦販売価格、頭金、賦払額、割賦手数料、支払回数、支払期間その他割賦販売条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(8) 実際には値引きを行っていないにもかかわらず、値引きを行っているとして一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(9) 新車時のメーカー希望小売価格を比較対照価格に用いた二重価格表示</p> <p>(10) 自店通常価格を比較対照価格に用いる場合における不当な二重価格表示</p> <p>(11) アフターサービス、保証の内容その他の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(12) 他の事業者の中古車の取引条件について、中傷し又は誹謗する表示</p> <p>(13) 第 1 号から第 12 号までに掲げるもののほか、中古車の取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示</p> <p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第 19 条 販売業者は、中古車に関する広告において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係る中古車について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその中古車についての表示</p>	<p>第 20 条 規約第 19 条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成 5 年公正取引委員会事務局長通達第 6 号）によるものとする。</p>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>(2) 取引の申出に係る中古車の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古車についての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係る中古車の供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその中古車についての表示</p> <p>(4) 取引の申出に係る中古車について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその中古車についての表示</p> <p>(不当表示の教唆等の禁止)</p> <p>第20条 事業者は、他の事業者を教唆して、第12条から第19条までの規定に違反する表示をさせてはならない。</p> <p>2 事業者は、第12条から第19条までの規定に違反する表示をする事業者をほう助してはならない。</p>	<p>附 則 この規則は、規約の施行の日（平成15年10月9日）から施行する。</p> <p>附 則 この規則の変更は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規則の変更は、令和2年1月1日から施行する。</p>

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p style="text-align: center;">第 4 章 公正取引協議会</p> <p>(規約の運用機関)</p> <p>第 21 条 この規約の運用機関は、公正取引協議会とする。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第 22 条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。</li> <li>(2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。</li> <li>(3) この規約に基づく表示基準の設定に関すること。</li> <li>(4) この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。</li> <li>(5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。</li> <li>(6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令の違反の防止に関すること。</li> <li>(7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。</li> <li>(8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</li> <li>(9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。</li> <li>(10) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> <p style="text-align: center;">第 5 章 違反に対する調査・措置</p> <p>(違反に対する調査等)</p> <p>第 23 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 20 条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 公正取引協議会は、第 3 条から第 20 条までの規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。</li> <li>3 事業者は、前 2 項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</li> <li>4 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者又は虚偽の報告を行った事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは 10 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</li> <li>5 第 1 項及び第 2 項の規定により調査を行う者が関係事業者の事務所、その他事業を行う場所に立ち入るときは、身分を示す証票を関係者に提示しなければならない。</li> </ol> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第 24 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 20 条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行</p>	

規 約	中 古 車 に 関 す る 施 行 規 則
<p>為を再び行ってはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告し、また、第 17 条第 3 号の規定に違反する行為を行った事業者に対し、50 万円以下の違約金を課することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、100 万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第 4 項及び前 2 項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第 25 条 公正取引協議会は、第 23 条第 4 項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 雑則</p> <p>(規則)</p> <p>第 26 条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約は、公正取引委員会の認定の告示のあった日(平成 15 年 10 月 9 日)から施行する。</p> <p>附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示のあった日から施行する。</p> <p>附 則 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示のあった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 この規約の変更は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。</p>	